日本テコンドー協会試合法 JTA公式戦遅刻・早退禁止法

2013年1月15日 日本テコンドー協会 理事長 河 明生

日本テコンドー協会(以下、JTA)は、七大精神を精神的支柱とする正義の武道団体を目指している。 JTA七大精神・第三条において「我々は、礼儀と信義を重んじること」を明記している。 しかし、遺憾ながら、昨年度のJTA公式戦の最高峰・全日本FT大会の選手集合時間に遅刻し、あるいは、 愛知大会や高知大会において入賞している者が、無断で表彰式を欠席するという非礼を行った。 JTAは、競技能力に優れている強い選手を育てることよりも、 「礼儀正しく道徳的に優れている人物」の輩出を目指しており、上記の非礼を看過することはできない。 ここに、JTA試合法一「JTA公式戦遅刻・早退禁止法」を定める。

第1条 JTA七大精神・第三条に違反するJTA公式戦(試合)における下記の行為を禁止する

- 1,大会要項に記載されている選手集合時間を遵守しない遅刻を禁止する。
- 2, 閉会式・表彰式に参加しない無断早退を禁止する

第2条 上記に違反した者は次のように処分する。

- 1,遅刻した場合は理由の如何を問わず失格とする。参加費は返却しない。
- 2, 閉会式・表彰式に参加しない者は失格とし、表彰しない。公式記録からも削除する。 なお、入賞者失格に伴う順位の繰り上げは行わない。
- 3, 上記の処分につきインターネット等で不謹慎な言動を行った反省なき者に対しては、 JTA公式戦への永久的出場禁止処分とし、退会を勧告する。

第3条 遅刻・早退を認める特例

- 1, JTA七大精神・第 条において「我々は、家族に感謝し、孝を心がけること」を明記しており、 試合当日に起こりうる次の事項については遅刻・早退を認める場合がある。
 - (1) 家族の病気・入院等
 - (2) 家族の不慮の事故
 - (3) 妻の出産
 - (4) その他、家族に緊急性を要する問題が生じた場合

ただし、試合前日の場合は、試合そのものを棄権すべきである。 仕事や学業等の理由は一切認めない。試合にエントリーしなければ事足りる。

2,全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会の団体戦型の予選会は、JTA団体戦のみである。 よって上記参加者については団体として申請する場合に限り、特例として認める場合がある。

本法は、2013年1月より施行する。